

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年3月12日開催 全国地方銀行協会／

2025年3月13日開催 第二地方銀行協会]

### 1. 銀行業高度化等会社に関する規制緩和について

- 2025年3月7日、『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について』を公表した。
- 本改正では、銀行業高度化等会社による柔軟でスピーディな事業展開を可能とするため、銀行業高度化等会社の業務の追加等をする場合において、業務の大幅な変更がない場合には、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更するとともに、当該場合における報告事項の内容や留意点等を明記した。
- 改正した監督指針は3月7日から適用されている。また、改正内容の詳細について、3月17日に説明会を実施予定である。各金融機関の担当者においてはぜひ積極的に参加いただきたい。

### 2. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 「REVICareer（レビキャリア）」の足元の実績については、2025年2月末時点において大企業人材の登録者数が累計4,080人、求人件数は累計3,393件、マッチング件数については、累計167件となっている。特にマッチング件数は2024年度だけで100件間近となっており、地域金融機関がレビキャリアを活用した人材マッチングに尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。
- 2025年2月5日に「令和6年度補正予算事業におけるREVICareer（レビキャリア）の変更点等について」を公表したところであるが、その詳細な内容について地域経済活性化支援機構（REVIC）が2月28日にレビキャリア特設サイト上で公表した。人材紹介業務を行う担当者にも、金融庁及びREVICから説明を行うようにする。
- 今回の制度変更のうち、採用過程における経営理念等の説明プロセスの追

加について、その趣旨としては、採用過程において企業が描く成長ビジョンについて採用予定者が理解を深め、採用後も定着し企業の成長に貢献してもらえるように取り組むものである。

- 地域金融機関においては、その強みである企業との対話力を発揮いただき、レビキャリアを通じて、より質の高い人材マッチングを地域で増やしていただきたい。
- 2025年4月1日申請受付から、いよいよ金融庁・経済産業省連携による、新たなレビキャリアが始まる。金融庁、経済産業省、REVICが一丸となって取り組んでいく所存である。地域金融機関においても、これまで以上に、レビキャリアを活用いただきたい。

3. 「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害」、「令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害」及び「令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害」等に対する金融上の措置について

- 流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害、令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害及び令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、埼玉県内、新潟県内、青森県内及び岩手県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故			
埼玉県	1月29日(2月11日)	関東財務局	2月12日

○令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪			
新潟県	2月20日（2月20日）	関東財務局	2月21日
青森県	2月25日（2月25日）	東北財務局	2月25日
○令和7年岩手県大船渡市における大規模火災			
岩手県	2月26日（2月26日）	東北財務局	2月27日

注：内閣府公表日順

#### 4. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 米国の政策をめぐる不確実性が著しく高まっており、世界経済や企業投資にとどまらず、銀行財務の健全性にも悪影響を及ぼしかねない状況となっている。同時に、内外債券・株式市場のボラティリティも上昇している。各銀行においては、これらのリスクをコントロールすることはもとより、ストレス時でも取引先に寄り添った質の高い金融仲介機能を発揮できるよう、ストレスシナリオやアクションプランを含めたストレス時の対応方針を改めて確認する必要がある。
- また地政学リスクの高まりを背景に、サイバーセキュリティに関するリスクが顕著に高まっている。
- こうした目下のリスクを踏まえ、サイバー攻撃が起きることを前提に、システム障害の未然防止を図ることはもとより、サイバー攻撃によるものに限らず、業務停止時の業務の早期復旧や顧客影響の軽減のための組織の態勢整備等により、組織のレジリエンス（回復力、復元力）を高め、重要な業務を必要な水準で提供し続けられるようにすることが重要である。
- レジリエンス確保のためには、重要な業務を特定し、最低限維持すべき水準を検討する必要がある。また、組織横断的な観点や利用者の視点を勘案しつつ、業務継続に必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ）を配分することが重要であり、こうした検討や配分の適切性を検証し、見直すことが必要である。

（参考）金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－3－6 オペレーショナル・レジリエンスに関する態勢整備 (<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230623-2/02.pdf>)

- この一連のプロセスにおいて、経営陣による主体的な関与とコミットメントが不可欠である。経営陣においては、新たな年度計画の実行を前に、今一

度、自社及びグループのサイバーセキュリティやレジリエンス確保のための態勢の現状を検証し、改善する必要がある。

#### 5. 円貨流動性・金利リスク管理について

- 円貨流動性リスクに関しては、金利がある世界に移行したことにとどまらず、貯蓄から投資への流れやインターネットバンキングの普及、人口動態の変化といった環境変化も踏まえ、管理の枠組みを構築する必要がある。
- また、金利リスク管理については、各銀行が使用しているコア預金モデルが金利上昇期のデータを十分蓄積できていないことを踏まえ、継続的にモデルの頑健性を検証する必要がある。

#### 6. ALMに関する横断的なモニタリング結果

- 金融庁では 2024 事務年度、地域銀行に対して ALM に関する横断的なモニタリングを実施している。これまでの結果、多くの地域銀行においては、預貸と市場取引とを切り離して金利リスクを管理する取組が定着している。このため一部には
  - ・ 金利上昇リスクを市場取引ではなく、変動貸出の増加で削減しようと、法人向け貸出金利を固定から変動に誘導している事例があった。もとより貸出金利は銀行の ALM ではなく顧客の意向を尊重して決めるべきである。
  - ・ また、市場取引の際、コア預金を考慮しない金利リスク量を前提としている事例や、金利リスク量の測定に際してコア預金を考慮するのは規制対応上のみとしている事例があった。金利リスクを計測する際にコア預金を考慮しなければ資本効率が悪化し、結果として金融仲介機能を損なう恐れがある。
- 各銀行においては、コア預金を含めた預貸と市場取引の金利リスクを一体管理する ALM 態勢の構築に向けて取り組んでいく必要がある。

#### 7. バーゼルⅢ最終化の実施について

- 2017 年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組みであるバーゼルⅢについて、2025 年 3 月期は、地方銀行／第二地方銀行を含む全ての金融機関の適用期限である。既に適用された金融機関もあるが、そうではない金融機関においても、適切な自己資本比率の算出に向けて、引き続き準備を進め

ていただきたい。

- なお、新規制に基づく情報開示や当局への届出に当たり不明点等があれば、金融庁に御照会いただきたい。

#### 8. 金融犯罪対策に係る業界横断的な広報について

- 継続的顧客管理について金融機関の利用者に理解・協力をお願いする内容の官民一体・業界横断的な広報について、全国銀行協会を中心として2024年12月より展開しているところ、2025年3月8日に朝日新聞朝刊の全面広告を掲載した。
- 金融庁では様々な機会を捉えて繰り返し周知し、広く利用者の意識向上を図ることが重要と考えており、金融機関においても積極的に周知いただきたい。
- また、継続的顧客管理に限らず、口座売買の撲滅など、金融犯罪対策に係る広報活動を官民一体で行いたいと考えており、引き続き御協力いただきたい。

#### 9. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正案の公表について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 近年、非対面での本人確認において、偽変造された本人確認書類が悪用されている実態があり、治安上の大きな課題となっている。
- このような情勢を背景に、2024年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、「非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。」との記載が盛り込まれた。
- これを受け、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止するため、警察庁において、犯罪収益移転防止法施行規則の改正案に係るパブリックコメントを開始した（2025年2月28日～同年3月29日）。
- 口座開設時の確認等の実務に影響する改正であり、システム対応が必要となる金融機関もあると思われるところ、内容について御確認いただきたい。

なお、対面での本人確認方法についても、今後警察庁において対策が検討されていく予定である。

## 10. AI ディスカッションペーパー公表について

- 金融庁は、2025年3月4日に、事業者の健全なAI利活用に向けた取組を力強く後押しし、今後、建設的な対話を行うための論点整理として、AI ディスカッションペーパーを公表した。
- 生成AIは金融分野においても利活用の検討が進展する一方で、リスクや規制面から利活用に躊躇する声も聞かれるが、技術革新に取り残されて中長期的に良質な金融サービスの提供が困難になる「チャレンジしないリスク」も踏まえ、顧客利便性や業務効率化に繋がる取組の進展を期待したい。
- 本ディスカッションペーパーの分析は初期段階にすぎず、提示した論点も、技術革新やビジネス環境の変化に伴って大きく変わり得る。金融庁としては、今回提示した視点を起点に、今後も各金融機関との対話を強化しながら、具体的な施策について柔軟に検討を深めていきたい。
- 本ディスカッションペーパーについて御意見や御提案があれば、是非お寄せいただきたい。

(参考) AI ディスカッションペーパーの公表について

- ・ ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.html>
- ・ 意見送付先：金融庁総合政策局リスク分析総括課イノベーション推進室
- ・ Email：[ai.survey@fsa.go.jp](mailto:ai.survey@fsa.go.jp)

## 11. Japan Fintech Week 2025 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催した。
- 地方公共団体や業界団体、大使館等と連携し、60を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方がJapan Fintech Weekに参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- FIN/SUMを始めとして、多くのイベントへの参加や登壇等の御支援をいた

だいたと伺っている。2回目の開催となった「Japan Fintech Week」も充実したものとすることができ、御協力に感謝申し上げます。

- 2026年も3月2日～6日を中心として「Japan Fintech Week 2026」を開催予定である。
- Japan Fintech Week が関係者のビジネス機会の拡大や課題解決に資するイベントとなるよう、引き続き協力いただきたい。

(第二地方銀行協会のみ)

## 12. 耐量子計算機暗号 (PQC) への移行対応について

- 実用的な量子コンピュータ (量子計算機) の実現は社会に恩恵をもたらす一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、インターネットバンキングなどに用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報などの情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺るがされるおそれがある。
- そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号 (PQC : Post-Quantum Cryptography) を実装したものに移行する必要がある。
- PQC への移行には、IT ベンダーとの連携を含め、準備段階から多くの時間と人材、投資が必要となると考えられる。現在、量子コンピュータが本格的に実現するのは 2035 年が目途とされているが、大規模なシステム更改は、通常、数年に一度程度が予定されており、PQC への移行のタイミングは限られている。PQC への移行に要するリソースを考慮すると、まだ先の問題と捉えて準備への着手を先送りすることは不適切であり、速やかに取り組む必要がある。
- 具体的には、
  - ・ 金融機関は、検討の開始から移行までの一連の作業に関して、速やかに IT ベンダーとも相談しながらロードマップを作成する必要がある。現在、金融 ISAC においてロードマップのひな型の検討が進められているが、ひな型の完成を待っている余裕はなく、自社でできることは直ちに着手する必要がある。

- ・ 金融機関においては、PQC への移行対応の優先順位をつけるため、金融機関は自らの情報資産を網羅的に把握し、それぞれの情報資産にどのような暗号が用いられているかをリスト化したインベントリを整備するとともに、そのリスク評価（量子コンピュータの実現によって危殆化するリスク、量子コンピュータの実現を待たずに HNDL 攻撃（注）に備え、現在から対策を講ずべきリスクなど）と重要性・緊急性の評価に取り掛かるべきである。

（注）量子コンピュータの実用化前に、犯罪者において、攻撃対象の暗号情報を収集し、実用化後に解読する攻撃（HNDL：Harvest Now Decrypt Later 攻撃と呼ばれる）。

- 金融庁としては、金融 ISAC、業界団体と連携するとともに、検査・モニタリング等も活用しながら、各金融機関及び金融業界全体の PQC 移行に向けた対応状況を推進、フォローしていく。

（参考）金融庁「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」（2024年11月公表）<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241126.html>

### 13. 2月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年2月26日から27日にかけて、南アフリカ・ケープタウンにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における金融関連の主な内容を紹介したい。

- ・ まず、バーゼルⅢを含む合意された国際改革及び基準の、一貫性のある、完全かつ適時の実施を通じた安定した金融システム確保のためのコミットメントが言及された。また、金融安定理事会（FSB）が、基準設定主体（SSBs）の協力を得て、過去15年にわたり確立された金融規制改革の実施のモニタリングに係る包括的なレビューを実施することが議論された。さらに、保険分野の国際資本基準（ICS）最終化は金融規制改革実施の重要な節目となることが言及された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、その強靱性を引き続き向上させることが計画され、NBFIsのレバレッジによるリスクに対処するためのFSBの最終勧告や、ノンバンクのデータの入手可能性、利用、及び質に対処するための作業計画が期待された。
- ・ クロスボーダー送金の改善及びFSBの暗号資産の勧告の実施に関して、

FSB、国際決済銀行（BIS）及び SSBs の作業の重要性が強調された。また、クロスボーダー送金の透明性向上に関する金融活動作業部会（FATF）基準改訂のための作業や、暗号資産に関する FATF 基準の実施が支持された。

- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、各国が自然災害の保険の補償ギャップへ対処可能にするための実用的な勧告の策定が期待された。

- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 4 月にワシントン D. C. で開催される予定である。引き続き、業界の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

#### 14. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案再市中協議の開始について

- 金融活動作業部会（FATF）では、2025 年 2 月末にクロスボーダー送金の透明性に関する勧告 16 改訂案について 2 度目の市中協議を開始した（2025 年 4 月中旬期限）。
- 勧告の改訂は、送金のコスト減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現の観点からクロスボーダー送金を改善するための、G20・FSB を中心とする取組の一環として、主に送金の透明性向上の観点から、必要なマネー・ローンダリング（マネロン）対策等の確保を狙ったものである。2024 年 5 月初旬にかけて実施した一度目の市中協議で頂戴した業界の意見も踏まえ、再度 FATF で検討したもので、2024 年の市中協議案と比較すると、多くの点において業界の負担にも配慮し、リスクに見合った対応とするための修正が加わっている。
- それらは、1. 送金の始点・終点の定義の明確化と決済ビジネスモデルの変化を踏まえた異なるプレイヤーの責任の明確化、2. 送付人・受取人情報の内容・質の改善、及び、受取人情報の整合性の確認、3. カード決済への勧告 16 適用範囲の見直しを含む。
- 金融庁としては、クロスボーダー送金の改善について、国際的に目標とされている、送金のコスト削減、スピード向上、金融包摂の実現という、それぞれの政策目的と並んで、マネロン対策等による透明性の向上も重要なものと考えている。また、今回の改訂案は技術的かつ複雑な論点が多く、影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、金融庁としては、関係業界の実務担当者を対象とした改訂案に関する業界向け説明会を実施

するなど、業界の意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に参画してまいりたい。

(参考) 再市中協議案に関する業界説明会は2025年3月10日に開催。

(以 上)